

<p>1. 開会 深浦会長</p> <p>池田指導官</p>	<p>皆様、おはようございます。 定刻より早いですが、出席予定の委員の皆様がお揃いのようなので、ただ今より、「令和7年度第4回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。 委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 はじめに、委員の出欠状況につきまして、事務局から報告をお願いします。</p> <p>委員総数15名のうち、15名全員の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく審議会開催に必要な定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 会長挨拶 深浦会長</p>	<p>ありがとうございました。 本日ですけれども、9月2日付けの「長崎県最低賃金の改正に係る答申」に対しまして、「生活協同組合ララコープ労働組合」から異議申出書の提出がございました。 この取扱いに関する審議、それから、特定最低賃金3業種の改正の必要性について、運営小委員会より報告を行い、本審での決定を経て答申する予定としておりますので、円滑な議事進行にご協力をよろしく願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 深浦会長</p> <p>木場室長</p>	<p>それでは、議事に入ります。 最初の議題、「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」でございます。 事務局から異議申出の内容等について、説明をお願いいたします。</p> <p>まず、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、資料により説明いたします。</p>

令和7年9月5日に、厚生労働省からプレスリリースされておりますので、参考までに紹介いたします。

資料番号1の1ページをご覧ください。

この資料は、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、まとめられた資料となっております。

答申のポイントは、プレスリリースに掲載されているとおりで、47都道府県で、63円~82円の引上げ。

引上げ額が82円は1県、81円は1県、80円は1県、79円は1県、78円は3県、77円は2県、76円は1県、74円は1県、73円は2県、71円は4県、70円は1県、69円は2県、66円は2県、65円は8道県、64円は9府県、63円は8都府県。

改定額の全国加重平均額は1,121円、昨年度1,055円。

全国加重平均額66円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額。

最高額1,226円に対する最低額1,023円の比率は、83.4%、昨年度は81.8%。

なお、この比率は11年連続の改善となります。

次の2ページには、各都道府県における答申状況について記載されております。

次に、長崎県最低賃金の改正につきましては、9月2日に「78円引上げて、1時間1,031円とする。」との答申をいただき、これに対する異議申出の公示を9月17日まで行ったところ、「生活協同組合ララコープ労働組合」から長崎労働局長あて、「異議申出書」が提出されております。

お配りしております資料番号2の異議申出書をご覧ください。

それでは、異議申出の要旨につきまして、説明いたします。

生活協同組合ララコープ労働組合からの異議の内容につきましては、「長崎県最低賃金を1時間1,031円と定めることに不服です。健康で文化的な最低限度の生活を送れるよう、さらなる引き上げを求めます。」「効力発効の日が令和7年12月1日では、引き続き物価上昇の中で生活の改善が遅れます。さらに引き上げられた最低賃金で一日も早い発効を求めます。」というものです。

その理由としまして、①時給1,031円で1日8時間、1か月21日間働いて得られる賃金は173,028円にしかありません。この金額では、健康で文化的な人としてふつうの生活を送ることは不可能です。昨年、長崎県労連が試算した最低生計費は月額約25万円であり、実に8万円程の差があります。1時間1,031円で営まれるくらは、日本国憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」や最低賃金法の目的にかなうものではないことから、さらなる引上げを求めます。

	<p>②効力発生日を12月1日とする答申について、労働者の困窮したくらしはもう待ったなしです。</p> <p>最低賃金法第1条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」としており、発効の先送りは労働者保護と生存権保障を第一義的な目的とする同法の趣旨に背くものにほかなりません。</p> <p>労働者のくらしの改善に向け、一日も早い改定のために、これまで同様、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施するよう求めます。</p> <p>異議申出の内容につきましては、以上でございます。</p> <p>異議申出者の資格、異議の内容及び理由につきましては、その要件を具備していると認められるところでございますので、ただ今から、異議申出につきまして、長崎労働局長から諮問をさせていただきたいと存じます。</p> <p>会長並びに局長は、中央をお願いいたします。</p> <p>&lt;会長と局長が中央に移動&gt;</p> <p>&lt;局長が諮問文読み上げ&gt;</p>
<p>倉永局長</p>	<p>最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）</p> <p>標記について、「生活協同組合ララコープ労働組合」から、別添のとおり、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求めます。</p> <p>&lt;会長から局長へ諮問文を手交&gt;</p>
<p>木場室長</p>	<p>ただ今、諮問をさせていただきました諮問文の写しをお配りしますので、確認をお願いいたします。</p> <p>なお、諮問文の本文の中に別添との記載がありますが、これは、資料として配付しております「異議申出書」のことですので、割愛させていただいております。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、カメラによる撮影は、一旦ここまでとさせていただきますので、事務局のほうで、報道機関の方にご案内をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>申し訳ございませんが、報道のカメラによる撮影を一旦ここまでとさせていただきます。</p>

	<p>報道のカメラの方は、撮影を中止してください。 撮影可となりましたら、改めてご案内させていただきます。</p>
深浦会長	<p>ただ今、諮問を受けました異議申出書の内容について、審議をいたします。</p> <p>生活協同組合ララコープ労働組合からの異議申出につきまして、労使双方から、ご意見をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
深浦会長	<p>それでは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
種村委員	<p>異議申出書、拝見いたしました。</p> <p>労働者からの申出と思いますが、異議の理由についても、そういう意味では、ここに記載された内容は、これを十分理解した上で、思いは一緒です。</p> <p>このことを繰り返した上で、審議を尽くした結果ですので、答申どおりでよろしいかと考えています。</p> <p>以上です。</p>
深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の労働者側委員の方、何か補足のご意見ございますか。</p>
労働者側委員	<p>&lt;補足意見等なし&gt;</p>
深浦会長	<p>それでは、使用者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
峯下委員	<p>はい。答申の際は、答申額が不服ということで反対の意思を強く表すために退席をしましたがけれども、今回申出があった答申額が低いということについての異議申出を受けて、再度審議を行っても、使用者側に有利に働くことは考えられませんということをまず申し上げます。</p> <p>その上で、答申に至るまでのプロセス、これ自体は問題ございませんので、再度の審議は不要と考えます。</p>
深浦会長	<p>使用者側委員、他の4名の方、いかがですか。</p> <p>よろしいですか。</p>
使用者側委員	<p>&lt;意見なし&gt;</p>

<p>深浦会長</p>	<p>ただ今、労使双方からご意見をいただきました。</p> <p>双方、それぞれの思い、それから、決定にかかる金額についての思いはありますけれども、異議申出書の中で示されている点につきましては、十分理解をした上で、審議の中で決定をしたということでした。</p> <p>また、審議のプロセスも問題があるものではないということで、当初の決定どおりで問題ないということでした。</p> <p>したがって、労働者側委員、使用者側委員のご意見を踏まえ、令和7年9月2日付けの答申どおりの決定が妥当であると思料されますけれども、皆様いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>当審議会の結論としましては、「令和7年9月2日付け答申どおり決定することが適当である。」といたします。</p> <p>これより、長崎労働局長に対しまして、答申をすることといたしますので、答申（案）の準備を事務局でお願いします。</p> <p>準備ができるまで、しばらくお待ちください。</p> <p>なお、これ以降、カメラの撮影を可といたします。</p> <p>&lt;答申（案）の準備&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>答申案の準備ができましたので、事務局は、答申案を皆様にお配りください。</p> <p>&lt;答申（案）を委員及び傍聴人・報道機関に配付&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>お手元にお配りしました答申（案）につきましては、9月2日付けの長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出に対して、「令和7年9月2日付け答申どおり決定するのが適当である。」との結論に達しましたので、その旨を答申する、という内容となっております。</p> <p>ご了承いただければ、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;異議なし&gt;</p>

<p>深浦会長</p>	<p>それでは、この内容で、本審議会より長崎労働局長に対し答申することといたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>これより、答申を行っていただきますので、会長並びに局長は中央へお願いいたします。</p> <p>&lt;会長と局長、中央へ移動&gt;</p> <p>&lt;会長が答申文を読み上げ&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>長崎労働局長 倉永圭介殿 長崎地方最低賃金審議会会長 深浦厚之</p> <p>本日、貴職から、9月2日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する生活協同組合ララコープ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、「令和7年9月2日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に達したので、答申いたします。</p> <p>&lt;会長から局長へ答申文を手交&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>長崎県最低賃金の発効までの予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>長崎県最低賃金の発効までの予定等について説明いたします。</p> <p>本日、「令和7年9月2日付け答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきましたので、本日の審議会終了後、労働局長の改正手続きを経て、直ちに厚生労働省本省に対し、長崎県最低賃金にかかる官報公示の事務処理を開始するよう依頼します。</p> <p>これにより、9月30日の官報に公示され、効力発生日については、指定日となる12月1日（月）に指定日発効する予定となります。</p> <p>当局としましては、9月30日の官報掲載を確認した後、最低賃金改正について、記者クラブへ資料を配付して広報するとともに、長崎労働局ホームページへの掲載、県内の地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼、ポスター・リーフレットの掲示依頼など、積極的な広報活動を順次実施する予定としております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>本日、長崎県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議申出</p>

	<p>の内容についてご審議いただきまして、答申をいたしました。</p> <p>したがいまして、長崎県最低賃金専門部会の任務は終了いたしております。</p> <p>したがいまして、第2回本審で議決されましたとおり、本日をもって、長崎県最低賃金専門部会を廃止することといたします。</p>
<p>(2) 長崎県 特定（産業 別）最低賃 金改正の必 要性につい て 深浦会長</p>	<p>次の議題「長崎県特定最低賃金改正の必要性」についての審議に移りたいと思います。</p> <p>たびたびで申し訳ございませんが、報道のカメラによる撮影は一旦ここまでとさせていただきます。</p> <p>まず、運営小委員会の報告でございます。</p> <p>運営小委員会会長は私が兼ねておりますので、私から報告いたします。それでは、報告いたします。</p> <p>令和7年8月13日に、特定最低賃金改正の必要性の有無について諮問を受けております。</p> <p>これまで、本審の中で特定最低賃金の改正の必要性審議が行われておりましたけれども、今年度は運営小委員会を設置しまして、9月16日、17日両日開催いたしました運営小委員会の中で、議論を積み重ねてまいりました。</p> <p>その結果、運営小委員会におきましては、全会一致の合意を得ることができず、長崎県特定最低賃金の3業種については、いずれも必要性ありとの結論には達し得なかったということになりました。</p> <p>それでは、事務局から、運営小委員会報告書についての朗読をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>ただ今から、運営小委員会の報告書の写しをお配りしますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>&lt;報告書の写しを委員及び傍聴人・報道機関に配布&gt;</p>
<p>木場室長</p>	<p>運営小委員会報告書につきまして、朗読いたします。</p> <p>令和7年特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）</p>

	<p>当小委員会は令和7年8月13日に長崎地方最低賃金審議会から付託された標記について、令和7年9月16日及び17日に慎重に協議した結果、下記の結論に達したので報告する。</p> <p>なお、本件の審議にあたった当小委員会の委員は別紙のとおりである。（委員の氏名等の読み上げは割愛）</p> <p>「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、および「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業」の改正決定については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったことを報告する。</p> <p>以上が小委員会報告書となっておりますので、ご確認いただければと思います。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今の運営小委員会報告におきまして、長崎県特定最低賃金の3業種、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」さらには「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業」以上の3業種の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったとの報告でございます。</p> <p>これに対し、ご意見はございませんでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>それぞれご意見があると思いますが、特定最低賃金の必要性の有無については、全会一致が原則となっています。</p> <p>小委員会報告や労使からのご意見にもありますように、特定最低賃金の改正決定の有無につきましては、労使双方が合意しておりませんので、全会一致にはならなかったということです。</p> <p>当審議会といたしましては、長崎県特定最低賃金に係る3業種の改正決定の必要性の有無について、「全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかった。」ということで、長崎労働局長に答申を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>種村委員</p>	<p>意見よろしいですか。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>はい。</p>
<p>種村委員</p>	<p>「全会一致に至らず、必要性なし」という結論については受け入れたいと思いますが、1点意見を言わせていただければ、今回、運営小委員会</p>

	<p>を設置して審議を進めたということがあります。</p> <p>この数年、特定最低賃金が、改正に至らなかった、金額審議さえ行っていない、という現状や、諸々の事情も踏まえて、今回、運営小委員会が設置されたと思います。</p> <p>そのことは、労働者側委員としても同意したということで、本年度の審議があります。</p> <p>ただ、今年の審議を見れば、例年と変わらず、運営小委員会を設置することで、その該当産業の具体的な状況を踏まえた審議が行われるだろうと期待はしましたが、例年どおりの審議の内容であったと理解しております。</p> <p>結果、必要性なしとなったからではなくて、この審議のあり方を次年度からは検討いただきたいと思ひますし、今回のような運営小委員会を非公開の場で審議をされることについて、次年度は、労働者側委員として了解できないと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>運営小委員会は必要性の有無についての検討なので、3業種それぞれの個別の事情ということとは若干違ひうかもしれませんが、今の労働者側委員からのご意見というのは、一旦事務局のほうで預からせていただきます。</p> <p>それでは、その他の方、何かご意見ございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>※次年度は、公労・公使の間の2者協議については非公開、2者協議以外は公開とすることとまとまった。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>答申文の準備をお願いいたします。</p> <p>答申文の準備ができるまで、しばらくお待ちください。</p> <p>&lt;答申文の準備&gt;</p> <p>&lt;答申文を委員及び傍聴人・報道機関に配布&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>お手元にまいりましたでしょうか。</p> <p>ただ今、お配りしました答申案につきましては、小委員会報告書と同じ内容になっております。</p> <p>ご承認いただければ、この内容で答申したいと存じますが、いかがで</p>

<p>各委員</p>	<p>しょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この内容で、本審議会より長崎労働局長に対して答申することといたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>答申を行っていただきますので、会長並びに局長は中央にお願いいたします。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>&lt;会長と局長が中央へ移動&gt;</p> <p>&lt;会長が答申文を読み上げ&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>答申いたします。</p> <p>長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）          長崎労働局長 倉永圭介 殿          長崎地方最低賃金審議会会長 深浦厚之</p> <p>当審議会は、令和7年8月13日付けをもって最低賃金法第21条の規程に基づき貴職から諮問のあった「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論には達し得なかった」ので、答申いたします。</p> <p>以下、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」ならびに「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正決定につきましても、同様でございます。</p> <p>&lt;会長から局長へ答申文を手交&gt;</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ここで倉永労働局長からご発言があるとのことですので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>倉永局長</p>	<p>本日は、2つの諮問について、それぞれ答申をいただきました。</p> <p>深浦会長はじめ委員の皆様方には、7月以降、慎重かつ丁寧なご審議を賜り、改めて厚く感謝申し上げます。</p> <p>答申を受け、長崎県最低賃金は、12月1日の指定日発効に向け、所要の手続きを進めるとともに、その周知徹底を拡く行ってまいります。</p>

	<p>また、ご指摘いただきました各種助成金制度の周知・活用促進や、適切な価格転嫁と生産性向上の環境整備について、施策を総動員し引き続き全力で取り組んでまいります。</p> <p>委員の皆様方におかれましても、各界、各方面への助言など、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、他の資料についての説明、それから今後の審議会の予定等についてお願いいたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>その他の資料につきましてご説明いたします。</p> <p>資料番号3をご覧ください。</p> <p>業務改善助成金の制度が9月5日より一部拡充しておりますので、お知らせいたします。</p> <p>今後、長崎労働局で周知広報を行ってまいります。</p> <p>次に別冊資料です。</p> <p>基礎調査結果として事務局において作成したものです。</p> <p>お手元には全ての産業の総括表のみ配付しております。</p> <p>この全体分はすでに資料として配付していたものですが、新たに業種ごとに表を作成しております。</p> <p>全てお渡ししたいところですが、量が多いため、業種ごとの総括表におきましてはお配りしておりません。</p> <p>各業種の総括表につきましては、9月末までに長崎労働局のホームページに掲載する予定としております。</p> <p>資料が必要ということであれば、事務局にご連絡いただけましたら送付することも可能ですので、よろしくお願い致します。</p> <p>審議会の今後の日程についてですが、本日、特定最低賃金の改正必要性については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったとの答申が出されましたので、9月～10月に予定しておりました、特定最低賃金の専門部会につきましては、いずれも開催しないこととなります。</p> <p>また、令和8年3月6日に第5回審議会本審の開催を予定しておりますので、日程につきましては、再度確認をさせていただきたいと思致します。以上でございます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>はい。ただ今のことも含めまして、何かご意見等があればお願いいたします。</p>

<p>峯下委員</p>	<p>助成金の拡充のところですけども、ポイントを少し説明の中に入れていただきたいのですけれど。</p>
<p>木場室長</p>	<p>拡充のポイントとしましては、対象事業場の拡大ということになります。これまでは、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象となっておりました。拡充後につきましては、事業場内最低賃金額が改定後の地域別最低賃金額未滿までの事業所が全て対象というふうになります。それが1点目になります。</p> <p>2点目につきましては、賃金引上げ後の申請についてということになります。これまで、賃金引上げ後の申請は、できないということになっておりました。拡充後につきましては、賃金引上げ計画の事前提出については省略が可能ということで、令和7年9月5日から適用というふうになっております。簡単ではありますが、この点はよろしいでしょうか。</p> <p>具体的な内容につきましては、担当の雇用環境均等室あてご確認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。もし、業務改善助成金拡充による効果を本省のほうがどんなイメージで持たれているか、もし分かればお願いします。効果の度合いという意味ですけど。</p>
<p>倉永局長</p>	<p>効果の度合いについても、もちろん対象が広がるということで、申請も多く出るだろうとは思っています。</p> <p>実際のところ、この8月末までの申請、これは今回の拡充前ですけど、その状態においても、長崎では、ほぼ昨年度の倍のペースで申請が出ていると聞いております。それに増して、今回のこの拡充によってさらに申請の量は増すであろうと、そういうふうに我々も思っております。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>期待するところはありますけれども、申請したい企業が申請できるような制度を作って欲しい。</p> <p>今後見直しがあるのであれば、ぜひお願いしたいと思います。</p>
<p>倉永局長</p>	<p>今回の審議の中でご意見いただいた部分については、本省にも伝えていきたいと思っておりますし、そのようにしていこうと思っております。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>よろしく申し上げます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>その他、何かございますか。</p>

各委員	<意見等なし>
深浦会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、審議会は閉会といたします。</p> <p>最後ですが、私のほうからも、今年の特賃に関しましても、あるいは特賃に関しましても、例年以上に審議会等の回数も多かったですし、審議の時間もかけていただきました。</p> <p>お忙しい中で、審議のほうにご協力いただきました委員の皆様には改めて感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終わらせていただきます。</p> <p>なお、この会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>どうも皆様、長い時間に渡りましてありがとうございました。</p> <p>お疲れさまでした。</p>